

第1 審査会の結論

令和5年4月24日付けの公文書開示請求（以下、「本件開示請求」という。）に対して、宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年5月26日付けで行った公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、危機管理課ファイル管理表の個別災害中「3台風」「4火山」の全文書を求める本件開示請求を行った。

2 公文書開示請求書の補正要求

実施機関は審査請求人に対し、本件対象公文書の特定ができるよう、災害の発生年月及び名称並びに制度名及び手続名の補正を求め、令和5年4月28日付けで公文書開示請求書補正要求書を審査請求人に送付した。

3 補正参考情報要求書等

令和5年5月7日、審査請求人は実施機関に対し、第2の3の補正要求に不備があるとして、「3台風」「4火山」に含まれる全文書の文書名、枚数及び全ての災害の名称や災害の発生年月、制度名、手続名の情報を宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「条例」という。）に定めのない様式である補正参考情報要求書で求めた。

また、令和5年5月8日、同月12日、審査請求人は実施機関に対し、第2の2の補正要求に対する質問を電子メールにより行った。

4 実施機関の対応

令和5年5月15日、実施機関は審査請求人に対し、第2の3の補正参考情報要求書等を受けて、補正の参考となる情報として、平成24年から令和2年までに発生した台風及び火山の情報を電子メールにより提供した。

また、同電子メールにて、審査請求人が求める制度名、手続名の教示を求めた。

5 公文書開示請求書の補正

審査請求人は実施機関に対し、第2の2の補正要求及び第2の4の実施機関の対応を受けて、令和5年5月17日付けで、本件対象公文書を「3台風」「4火山」の表紙から100枚目までの公文書とする公文書開示請求書補正書を提出した。

6 補正書受領後

令和5年5月19日、実施機関は審査請求人に対し、第2の5の補正では本件対象公文書の特定が行われていないとして、第2の4で提供した情報を基にした災害の名称、年度の特定を電子メールにて求めた。

令和5年5月20日、審査請求人は実施機関に対し、電子メールにて、本件開示請求及び第2の5の補正により本件対象公文書は特定されていると主張した。さらに、第2の4で実

施機関から提供された情報は補正の参考にならないとして、再度全文書の文書名、枚数等の情報を求めた。

令和5年5月25日、実施機関は審査請求人に対し、文書が特定されていないため、枚数を答えることはできないとし、具体的な災害名の特定を電子メールにより要求した。

令和5年5月26日、審査請求人は本件対象公文書の特定を拒否し、通知書の送付を電子メールにより求めた。

7 公文書不開示決定

実施機関は審査請求人に対し、令和5年5月26日付けで、本件開示請求について、公文書の特定が困難であること及び開示不開示の判断に膨大な時間を要することから、本件開示請求の補正を求めたものの、不備が是正されていないとして、本件処分を行い、公文書不開示決定通知書により審査請求人に通知した。

8 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年8月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は以下のとおりである。

- (1) 決定を取り消すこと
- (2) 開示決定等の期限の超過に関する違法確認

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容は、危機管理課ファイル管理表中の最小単位の文書名称であり、これ以上分割できない程度に特定されている。
さらに、第2の5の補正により、表紙から100枚目の文書と明確に特定している。
そのため、本件開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項に不備があるとはいえない。
- (2) 実施機関が本件処分の理由とする、開示の判断に膨大な時間を要することは、条例第7条各号に規定される不開示情報とは無関係であり、開示義務を免れる理由にはならない。
本件対象公文書は合計200枚のみであり、開示の判断に膨大な時間を要する文書の量とはいえない。
- (3) 審査請求人の開示請求日から、実施機関の本件処分の通知日まで、審査請求人の責による日数を除き、23日以上費やされており、条例第11条で規定する開示決定等の期限を超過している。

第4 審査請求に対する実施機関の主張

実施機関が、弁明書で主張する内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求には、条例第6条の運用で示される、公文書の名称又は知りたい情報の内容に関する具体的な記述がなく、公文書の特定が困難であったことから本件処分を行った。

(2) 本件処分は、条例第7条各号によるものではなく、条例第6条第1項第2号に規定する公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載に不備があると認められたため、条例第10条第2項の規定により行った。

(3) 公文書は年度単位で作成し、年度ごとの災害の名称別に個別のファイルで管理しているため、審査請求人の公文書開示請求書に記載された内容では、どの災害の公文書が対象であるか特定できない。

このことについて、審査請求人に対し第2の2のとおり、本件開示請求の補正を依頼し、審査請求人からの求めに応じ、補正の参考となる情報を第2の4のとおり審査請求人に提供した。

しかしながら、審査請求人は、災害名はもとより、年度さえも指定しなかったことから、本件処分を行った。

(4) 本件処分は、公文書開示請求書を令和5年4月24日に受付け、補正要求を4月28日に行い、公文書開示請求書補正書を5月17日に受付け、本件処分を5月26日に通知している。

条例第11条第1項のただし書において、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、開示決定等の期限に算入しないとされており、当該期間を除けば、期限内に本件処分を行っている。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和6年 1月16日	諮問を受けた。
令和6年 4月22日	諮問の審議を行った。
令和6年10月15日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件処分について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件処分について

実施機関は、本件対象公文書の特定が困難であること及び開示不開示の判断に膨大な時間を要することから本件開示請求に不備があるとして、審査請求人に本件対象公文書の特定を求める補正を依頼したものの、不備が是正されなかったとして本件処分を行っている。

当審査会が本件対象公文書のファイル数及び公文書の量を確認したところ、「3台風」に分類される公文書は、ファイル77冊分、紙の枚数でいえば片面換算で約66,400枚存在していた。また、「4火山」に分類される公文書はファイル71冊分、紙の枚数でいえば約42,500枚であった。

これらについて実施機関において、職員2名が通常業務をしながら1日2時間程度開示決定等の事務を行った場合、開示決定等までに9年以上を要するため、本件対象公文書の量は膨大であると認められる。

よって、本件開示請求は条例第6条第1項第2号に規定する、公文書を特定するために必要な事項が記載されているとはいえない。

そのため、実施機関は審査請求人に対し、条例第6条第2項に基づき、公文書開示請求書補正書により、本件開示請求について、災害の発生年月や名称等の補正を求めたほか、審査請求人の求めに応じて、補正の参考となる情報を提供した。

しかしながら、審査請求人が行った本件開示請求の補正は「表紙から100枚目」としたのみであり、災害名や年度の特定はされなかった。

本件対象公文書のファイル数は合計148冊であったことから、本件対象公文書の枚数は片面換算で14,800枚であり、補正後の内容であっても、開示決定等までに1年以上を要することから、条例第6条第1項第2号に規定する公文書を特定するために必要な事項が記載されているとはいえず、実施機関の通常業務に支障を及ぼすような大量の請求であると認められる。

このことについて、実施機関は審査請求人に対し、電子メールにより災害名や年度の特定を再度依頼しているが、審査請求人はこれに応じなかった。

以上により、本件開示請求は、条例第6条第1項第2号に規定する公文書の特定に必要な事項を欠いているとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当である。

2 開示決定期限について

本件開示請求は令和5年4月24日付けでされており、実施機関は同年4月28日に公文書開示請求書補正要求書を審査請求人に送付している。その後、審査請求人は、同年5月17日に公文書開示請求書補正書を実施機関に提出しており、実施機関は同年5月26日に公文書不開示決定通知を行っている。

条例第11条第1項では、実施機関は、公文書の開示請求があった日から14日以内に公文書の開示決定等を行わなければならない旨規定しているが、当該期間には条例第6条第2項により補正を求めてから、請求者が補正書を実施機関に提出するまでの期間は算入しないとされている。

本件開示請求から、実施機関の補正要求書までは3日間、審査請求人の補正書の提出から実施機関の決定までは9日間となるため、不開示決定までに要した期間は合計12日間であり、実施機関の決定までの日数は条例に反していない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。